

丹羽広域事務組合 水道検針員募集要項

1. 募集内容

水道メータ検針員

2. 募集期間

令和元年6月3日（月） から 令和2年3月31日（火） まで

3. 業務内容

- ◎ 量水器（水道メータ）の検針業務
 - ・大口町・扶桑町地内に設置された量水器の検針業務委託（検針地区、検針件数は水道部指定）
 - ・検針期間は毎月15日から25日までに行うものとする。
 - ・無届使用、量水器故障等の報告
- ◎ 検針に伴う付帯業務
 - ・使用者へ使用水量異常等の通知
- ◎ その他
 - ・水道事業広報等の配布業務

4. 応募資格（以下の資格をすべて満たすことが必要です。）

- ① 大口町または扶桑町に1年以上居住している方
- ② 年齢が20歳から60歳までの健康に問題のない方
- ③ 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む）に該当しない方、また破産宣告を受けていない方
- ④ 1年以上連続した業務が可能な方

5. 契約手数料（報酬）

検針手数料（水道メータ1個あたり）

一般住宅	70円
集中検針	50円

広報等配布手数料（1戸あたり）

検針時同時配布	5円
単独配布	10円

6. 応募書類及び提出方法

応募書類は、管理課窓口にて配布します。（ホームページからのダウンロードも可能です。）

応募書類の提出は、管理課窓口へ直接持参していただきます。提出時は事前にお電話ください。

提出書類 (組合指定様式)	①水道検針員登録申込書
	②履歴書

7. 注意事項

今回応募いただいた方は、検針員候補者として登録します。（登録期間は令和5年3月31日まで）現在の検針員に欠員がでたときに、登録者の中から選考を行ったのち、検針員として採用することとなります。（今回の応募ですぐに検針員として採用するわけではありません。）

お問合せ先
〒480-0121 丹羽郡大口町河北二丁目23番地
丹羽広域事務組合水道部 管理課業務係 TEL (0587) 95-3400
(お問合せは土・日・祝日を除く、平日午前8時30分から午後5時15分まで)